

《銀行によるGX関連事業に対する出資規制の緩和》

「国家戦略特別区域銀行脱炭素関連事業促進出資事業」

金融庁関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令（令和6年11月18日施行）

規制改革の内容

特例措置前

銀行が出資により銀行業高度化等会社の議決権を5%超保有しようとする場合、『一定の銀行業高度化等会社』以外には認可が必要

特例措置

区域内に本店のある銀行が、区域内に主な営業所または事業所のある**GX関連事業※**を行う会社について、『一定の銀行業高度化等会社』の枠組みを活用し、認可ではなく届出で50%以下まで議決権保有を可能とする

※ GX関連事業は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第54条第1項第4号に規定する対象事業活動であって、区域の脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資すると認められるものをいう。

期待される効果

GX関連の出資拡大による地域の産業用・民生用両面の再エネ導入を促進

規制改革の概要

銀行業高度化等会社

銀行業の高度化等に資する他業を営む会社（銀行の子会社）

『一定の銀行業高度化等会社』以外の
銀行業高度化等会社

【特例として措置】

GX関連事業を行う会社

一定の銀行業高度化等会社と同様、届出で50%以下まで議決権保有を可能とする等の所要の措置

『一定の銀行業高度化等会社』

フィンテック

地域商社
(原則、在庫保有、製造・加工なし)

自行アプリや
ITシステムの販売

データ分析・
マーケティング・広告

登録型人材派遣

ATM保守点検

障害者雇用促進法に
係る特例子会社

成年後見制度
に関する業務